

○一部事務組合下田メディカルセンター病院事業の設置等に関する条例

平成 24 年 2 月 27 日

共立湊病院組合条例第 1 号

改正 平成 25 年 2 月 27 日 一部事務組合下田メディカルセンター条例第 2 号  
改正 平成 25 年 8 月 30 日 一部事務組合下田メディカルセンター条例第 3 号  
改正 平成 28 年 2 月 25 日 一部事務組合下田メディカルセンター条例第 1 号  
改正 平成 30 年 2 月 20 日 一部事務組合下田メディカルセンター条例第 1 号  
改正 令和 2 年 2 月 19 日 一部事務組合下田メディカルセンター条例第 4 号  
改正 令和 3 年 8 月 23 日 一部事務組合下田メディカルセンター条例第 1 号  
改正 令和 5 年 8 月 29 日 一部事務組合下田メディカルセンター条例第 4 号  
改正 令和 6 年 2 月 19 日 一部事務組合下田メディカルセンター条例第 1 号  
改正 令和 7 年 8 月 20 日 一部事務組合下田メディカルセンター条例第 2 号  
改正 令和 8 年 2 月 16 日 一部事務組合下田メディカルセンター条例第 1 号

共立湊病院組合病院事業の設置及び管理に関する条例（平成 18 年共立湊病院組合条例第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、病院事業の設置及び経営の基本を定めるものとする。

（病院事業の設置）

第 2 条 地域住民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。

（経営の基本）

第 3 条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 病院事業を行う各施設（以下「病院等」という。）の名称、位置、診療科目及び病床数は、別表第 1 のとおりとする。ただし、状況により診療科目の一部を置かないことができる。

（特別会計）

第 4 条 法第 17 条の規定に基づき、特別会計を設ける。

（重要な資産の取得及び処分）

第 5 条 法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が 20,000 千円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

（資本剰余金の取崩し）

第5条の2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した固定資産で、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、法第32条第3項の資本剰余金の処分として、資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の損害賠償の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1,000千円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第7条 病院事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が20,000千円以上のもの及び法律上当組合の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が5,000千円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第8条 組合管理者（以下「管理者」という。）は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

（1）事業の概要

（2）経理の状況

（3）前2号に掲げるもののほか病院事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の内容を説明する書類を作成できなかった場合においては、管理者はできるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

（病院等の管理）

第9条 病院等の管理に関する業務は、地方自治法第292条において準用する同法第244条の2第3項の規定に基づき、同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定の手続）

第10条 指定管理者の指定にあたり、管理者は、病院等の管理に関する事業計画書その他管理者が

必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

- (1) 地域の医療ニーズに対応した医療を提供できること。
- (2) 病院等の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の削減が図られるものであること。
- (3) 病院等の管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。  
(指定管理者が行う業務)

第 11 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 診療及び検診等に関すること。
- (2) 次条第 1 項に規定する利用料金の収受に関すること。
- (3) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 利用者の利便に資する業務で規則に定めるもの。
- (5) その他管理者が定めること。

2 指定管理者は、前項に掲げるもののほか、病院等の設置の目的に寄与すると認められる業務を管理者の承認を受けて行うことができる。

3 指定管理者は、前 2 項に規定する業務を行うに当っては、関係法令を遵守するとともに、良質な医療を公平に提供しなければならない。

(利用料金)

第 12 条 利用者は、指定管理者に対して、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第 2 及び別表第 3 に掲げる額とし、指定管理者があらかじめ管理者の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第 13 条 管理者は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 指定管理者は、前項の規定による収入を第 11 条に規定する業務の経費に充てるものとする。

(利用料金の減免)

第 14 条 指定管理者は、利用料金を納付すべき者に特別の事情があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

2 指定管理者は、前項の規定による免除の基準を定めたときは、管理者の承認を受けなければならない。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、病院事業の管理運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例の改正前の共立湊病院組合病院事業の設置及び管理に関する条例第 10 条の規定に基づき指定された指定管理者は、この条例による改正後の一部事務組合下田メ

ディカルセンター病院事業の設置等に関する条例の規定により指定された指定管理者とみなす。

附 則（平成 25 年 2 月 27 日一部事務組合下田メディカルセンター条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 8 月 30 日一部事務組合下田メディカルセンター条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 25 日一部事務組合下田メディカルセンター条例第 1 号）

この条例は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項の規定による静岡県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 20 日一部事務組合下田メディカルセンター条例第 1 号）

この条例は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項の規定による静岡県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 19 日一部事務組合下田メディカルセンター条例第 4 号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- （1） 別表第 1 の改正規定中「、神経内科」を削る部分 公布の日
- （2） 第 6 条の改正規定 令和 2 年 4 月 1 日
- （3） 別表第 1 の改正規定中「140 床」を「138 床」に改める部分 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項の規定による静岡県知事の許可のあった日

附 則（令和 3 年 8 月 23 日一部事務組合下田メディカルセンター条例第 1 号）

この条例は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項の規定による静岡県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（令和 5 年 8 月 29 日一部事務組合下田メディカルセンター条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 19 日一部事務組合下田メディカルセンター条例第 1 号）

この条例は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項の規定による静岡県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（令和 7 年 8 月 20 日一部事務組合下田メディカルセンター条例第 2 号）

この条例は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項の規定による静岡県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（令和 8 年 2 月 16 日一部事務組合下田メディカルセンター条例第 4 号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- （1） 別表第 1 の改正規定中「、形成外科」を削る部分 公布の日
- （2） 別表第 1 の改正規定中「126 床」を「122 床」に改める部分 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項の規定による静岡県知事の許可のあった日

別表第1（第3条関係）

施設の名称	位置	診療科目	病床数
下田メディカルセンター	下田市	内科、消化器内科、循環器内科、外科、整形外科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、婦人科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、糖尿病内科	一般病床 122 床 感染症病床 4 床
下田メディカルセンター 附属みなとクリニック	南伊豆町	内科	

別表第2（第12条関係）

種別	金額
診療	厚生労働省が定める診療報酬の算定の方法により算定した額（当該診療に食事療法が含まれるときは、当該額と厚生労働省が定める入院食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準により算定した額の合計額）

別表第3（第12条関係）

種別	金額
別表第2により難しい 特別の診療	別表第2の規定による算出方法、消費税等を勘案して指定管理者が定める額
その他のサービス	実費等を勘案して指定管理者が定める額